

宮代町議会議員政治倫理条例検証シート（議会運営委員会）

【評価の段階】

【評価後の取組】

A	達成	当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。	1	現行	条文に従い、これまでどおり継続して取り組む。
B	一部達成	一部その目的を達成した。	2	検討	達成に向けて新たな取り組みを検討する。
C	未達成	目的を達成できなかった。	3	改正	条文の改正を検討する。
—	対象外	検証の対象外			

条	項・号	条 文	審議内容	評価	取組
第1条	見出し 第1項	（目的） この条例は、宮代町議会（以下「議会」という。）を構成する宮代町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の代表者として、また、奉仕者として、遵守すべき政治倫理基準を定めることにより、議員は公職者としての倫理観をもって行動し、議会が町民の信託に応じて、清潔かつ、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。	・検証の対象外とします。	—	—
第2条	見出し 第1項	（議員及び町民の責務） 議員は、町政にかかわる権能と責務を深く自覚するとともに、議員としての良心と責任をもって、その品位を守り、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。			
	第2項	政治倫理に反する事実があるとの疑惑を指摘された場合は、議員自ら率先して事実関係を解明し、その責任を明らかにしなければならない。			
	第3項	町民は、主権者としての責務を自覚し、議員に対してその地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。			
第3条	見出し	（政治倫理基準） 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。			
	第1号	その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑をもちたれるおそれのある行為をしない。			
	第2号	町の処分又は町が締結する売買、賃借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から政治活動に関する寄附を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない。			
	第3号	附属機関等の委員及び町が補助金を支出している団体の長以上及びその副となる役職就任しない。ただし、法令に定めがあるときはこの限りでない。			
	第4号	町職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その他不正と思われる影響力を行使しない。			

第3条	第5号	地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の趣旨を尊重し、町民の疑惑の念を生じさせないため、議員、その配偶者、当該議員の2親等以内の親族若しくは同居の親族が経営する企業又は議員が実質的な支配力を及ぼしている企業が、町との請負契約、下請工事、物品の納付、若しくは業務の委託に係る契約をしないよう、又は、契約を辞退するよう必要な措置を講じなければならない。		
	第2項	前項第5号に規定する「実質的な支配力を及ぼしている企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。		
	第1号	議員がその経営方針に関与している企業		
	第2号	議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業		
	第3号	議員が定期的に報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業		
第4条	見出し 第1項	(調査請求の手續) 町民及び議員は、議員が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料を添えて、議長に対し調査を請求(以下「調査請求」という。)することができる。		
	第2項	前項の規定により調査請求を行う者が町民である場合は、有権者(請求を行う時点において、宮代町の選挙人名簿に登録されている者をいう。)総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員である場合は、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもってしなければならない。		
第5条	見出し 第1項	(特別委員会の設置) 議長は、前条における調査請求を受け、その請求に理由があると判断したときは、宮代町議会議員政治倫理特別委員会(以下「特別委員会」という。)を速やかに設置しなければならない。		
	第2項	議長は、前項の規定により特別委員会を設置したときは、速やかに前条の規定により調査請求を行った者(以下「調査請求者」という。)及び調査請求をされた議員(以下「調査対象議員」という。)に対し、通知する。		
	第3項	特別委員会は、委員8人をもって構成する議員の政治倫理基準に違反する行為の存否に関する事項を調査する。		
	第4項	特別委員会に関しては、宮代町議会委員会条例(平成3年宮代町条例第23号。)の規定による。		
第6条	見出し 第1項	(政治倫理基準の調査) 特別委員会は、議長から調査を付託されたときは、調査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否について調査する。		
	第2項	委員会は、調査対象議員、その他の関係者に対し資料要求、又は事情聴取等、必要な調査を行うことができる。		

第7条	見出し 第1項	(議員の協力義務) 調査対象議員は、特別委員会の要請があるときは、調査に必要な書類を提出し、又は委員会の会議に出席して意見を述べなければならない。			
第8条	見出し 第1項	(調査結果通知) 特別委員会委員長は、調査を付託された日から60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。			
	第2項	議長は、前条の規定により特別委員会委員長から調査結果の報告を受けたときは、速やかに調査請求者及び調査対象議員に対して報告しなければならない。			
第9条	見出し 第1項	(調査結果の措置) 議長は、特別委員会委員長から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置をとることができる。			
	第1号	政治倫理基準を遵守させるための警告			
	第2号	当該議員に対する辞職の勧告			
	第3号	前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置			
	第2項	議長は、前項の措置を講じたときは、これを議会だより等に公表しなければならない。			
第10条	見出し 第1項	(条例の検証及び見直し手続) 議会は、次の一般選挙までに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証しなければならない。			
	第2項	前項に規定する検証は、議会運営委員会において行い、議会運営委員長はその結果を議長に報告しなければならない。			
	第3項	議長は、前項の報告に基づくほか、条例の見直しの必要があると認められるときは、議会運営委員会において制度の改善を検討させるものとする。			
	第4項	議会は、この条例を改正する場合に、本会議において改正の理由を説明しなければならない。			
第11条	見出し 第1項	(委任) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。			